

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月 1日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 吉 岡 智 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年10月 7日から 令和 8年10月14日まで
開札期日	日 時 令和 8年10月20日 午前10時00分 場 所 宇都宮地方裁判所売却場 (1階)
売却決定 期日	日 時 令和 9年 1月 8日 午前10時00分 場 所 宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8年10月21日 午前10時00分から 令和 8年10月23日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月 1日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお、当庁栃木支部、真岡支部管轄の事件については、各支部にも、それぞれ写しを備え置きます。	

物 件 目 録

☆2 所 在 栃木市藤岡町部屋字手代
地 番 1304番
地 目 田
地 積 5325平方メートル

売却基準価額等変更決定

下記の物件につき、前回の売却基準価額で売却を実施しても適法な買受け申し出がなかったことから、競売市場における市場性等を考慮して、民事執行規則30条の3により、下記のとおり売却基準価額を変更する。

令和 8年 3月 24日

宇都宮地方裁判所

裁判官 吉岡 あゆみ

記

物件番号	前回の 売却基準価額 (円)	減価割合	今回の 売却基準価額 (円)	買受けの申出 の保証 (円)	買受可能価額 (円)
2	1,044,000	50/100	522,000	104,400	417,600
物件2 農地の買受けについて農地法上の許可又は届出を必要とするものであって、買受適格証明書を有しないものの買受申出禁止					

物 件 明 細 書

令和 7年10月 9日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 吉 岡 智 男

1 不動産の表示

【物件番号2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者との農作業等受委託契約によりCが耕作し、占有している。Cには独立の占有権原は認められない。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

2 所 在 栃木市藤岡町部屋字手代
地 番 1304番
地 目 田
地 積 5325平方メートル

令和 7年(ケ)第 52号
(物件2)

令和 7年 5月22日受理

令和 7年 10月 7日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所

執行官 深 谷 昌 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

2 所 在 栃木市藤岡町部屋字手代
地 番 1304番
地 目 田
地 積 5325平方メートル



占有者及び占有権原 (物件2関係)	
占有範囲	■全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 ■C
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 ■水田
■関係人(■C(占有者) ■A(所有者兼債務者)の陳述/■提示文書(農作業等受委託契約書・賦課金通知書)の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 ■農作業等受委託
占有開始時期	令和4年4月1日
最初の契約日	令和4年4月1日
契約等期間	令和4年4月1日 から ■令和5年3月31日まで 1年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	■合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	令和7年4月1日 から ■令和8年3月31日まで 1年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	■所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
当事者借主	■占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎年1000㎡当り1万4000円程 (毎年未限り当年分支払) <input type="checkbox"/> 前払 () 分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 () 分 円)
敷金・保証金	■ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他の他	物件2以外のAの農地も耕作しており、一括で支払っている。
執行官の意見	■上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	<p>Cに委託して、令和4年4月から水田として耕作してもらっています。 藤岡土地改良区に支払う賦課金は1000㎡当り年7000円なので、毎年未頃までに1反当り年1万円強を受け取っていますが、外に貸している土地の分も合わせて一括で貰っていますので、金額ははっきりしません。 今年の契約書が見当たりませんが、毎年、更新しています。</p>
■ C	<p>物件2と外の農地とを合わせて7414㎡を借りており、年間10万6302円を毎年未頃、当年分を支払っています。そうすると年額は1反当り1万4000円強となりますが、借りている面積はそれよりも少し多いと思いますので、年額は1万4000円位になると思います。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 物件調査の結果及び関係人の陳述等から前記のとおり認めた。
- 農地の耕作権原は農作業等受委託契約であるから、形式的には所有者が占有する自作農地となるが、現実に耕作しているのは受託者であるから、Cが占有していると報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 6月11日 (水) 15:00-15:10	物件所在地	物件確認、写真撮影
7年 6月11日 (水) 16:05-16:10	栃木市役所	税務課 地番図調査 道路河川維持課 接面道路調査
7年 7月 8日 (火) 10:10-10:20	所有者宅	所有者から事情聴取、評価人同行
7年 7月 8日 (火) 11:03-11:13	所有者宅・物件所在地	物件調査、写真撮影、所有者から事情聴取、評価人同行
7年 8月20日 (水)	執行官室	Cから電話聴取
7年 9月 5日 (金) 14:35-14:40	宇都宮地方法務局	近接地登記事項調査
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

栃木市地籍集成編纂図

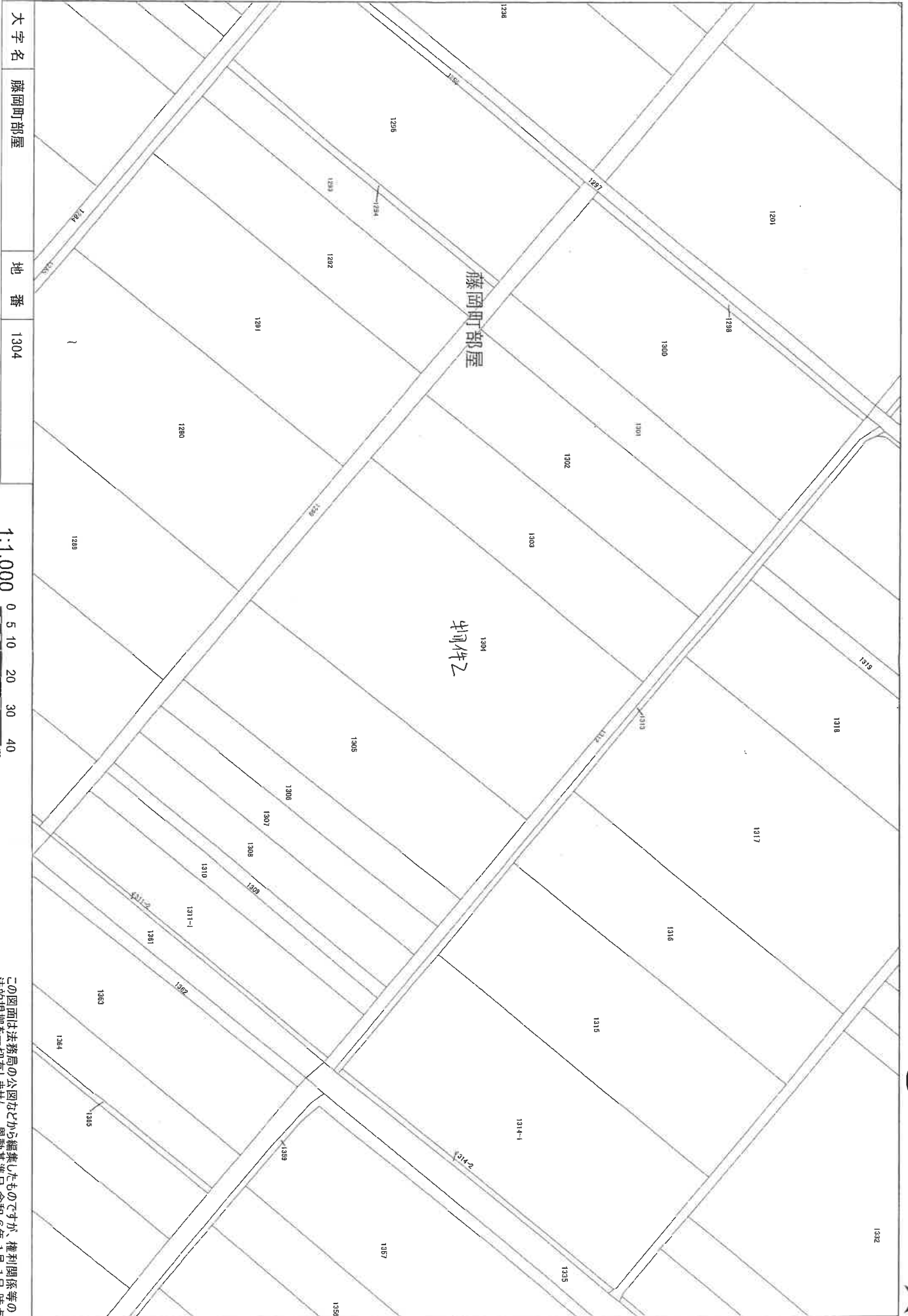


写

令和7年6月11日



(17) 枚目

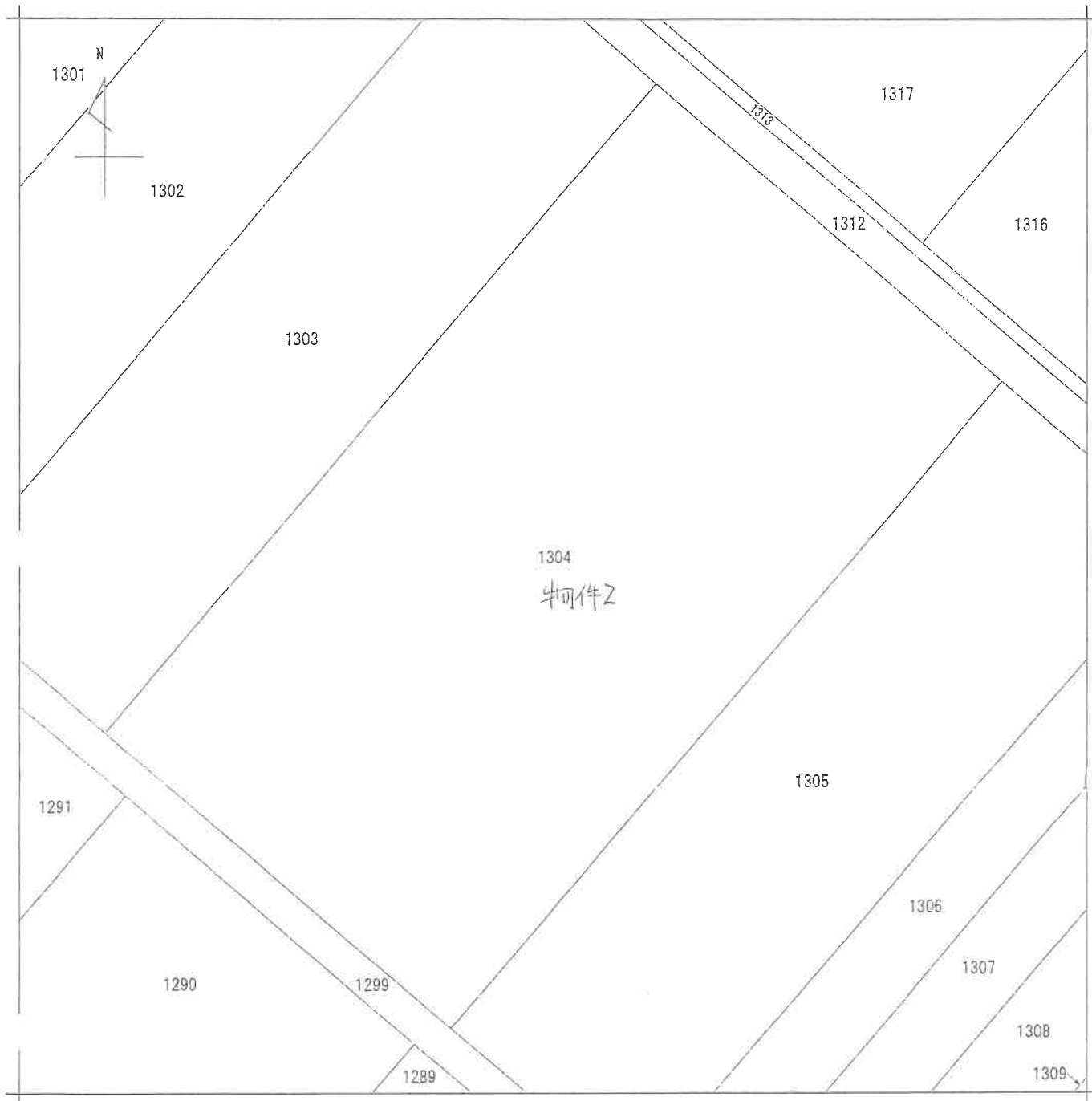


大字名	藤岡町部屋
地番	1304

1:1,000

0 5 10 20 30 40 m

この図面は法務局の公図などから編集したものですが、権利関係等の法的根拠を一切有しません。異動基準日 令和6年1月1日時点



地番区域見出
藤岡町部屋

請求部	所在	栃木市藤岡町部屋字手代			地番	1304番		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和57年3月12日			備付年月日 (原図)			補事項	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年4月16日
宇都宮地方方法務局栃木支局
登記官





1

物件 2



2

物件 2

(10 枚目)

令和 7年 (ケ) 第 52号
【物件2】
令和 7年 5月15日 受 命
令和 7年 7月 8日 現地調査
令和 7年 9月19日 現地調査
令和 7年 9月22日 評 価
令和 7年 9月25日 提 出

宇都宮地方裁判所 御中

評 価 書 (2)

評価人 不動産鑑定士
市 村 明 洋

第1 評価額

番号	評 価 額
物件2	金 1, 0 4 4, 0 0 0 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
2	所在地 地目 地積	栃木市藤岡町部屋字手代 1304番 田 5,325㎡	登記簿とほぼ同じ
特記事項			
本件土地は農地法上の農地に該当することから、買受人は買受適格証明書が必要となる。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件2）

位置・交通	東武日光線「藤岡」駅から東方へ直線で約5,200mに位置する。 主な公共公益施設への接近関係(直線距離)は次のとおり。 ・JR宇都宮線「野木」駅 約4,900m ・市役所藤岡総合支所 約4,800m ・JAしもつけ藤岡支店 約3,200m ・同 藤岡ライスセンター 約1,600m	
付近の状況	当地域は、栃木市の南端部に位置する藤岡町部屋地区の農地地域。巴波川と与良川の間に土地改良済の農地が広がっている。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 農振法上の規制	市街化調整区域 指定なし 指定60% 指定200% 農業振興地域、農用地区域内
画地条件 (規模, 形状等)	地積: 5,325㎡ 間口: 約54m 奥行: 約99m 形状: 長方形 地勢: 平坦 高低差: 接面道路より約0.8m低い 接面道路との関係: 中間画地	
自然的条件	地勢: 平坦 日照: 普通 水量: 普通 土壌の肥沃度: 普通 耕作の難易: 普通	
接面道路	北東側: 幅員約3.0m未舗装市道34038号線	
土地の利用状況及び隣地の状況等	第三者(C)が委託契約により水田として耕作している。当該契約内容は、関係人の陳述及び農作業等受委託契約書によれば以下のとおり。 委託者: 本件土地所有者(A) 受託者: C 内容: 農作業・生産物販売の受委託 契約期間: (当初)令和4年4月1日～令和5年3月31日 (現在)令和7年4月1日～令和8年3月31日 受委託料: 受託者は、生産物の販売収入のうち一定額を委託者に支払う。関係人によれば1反(10a)当たり年約1万4000円程を支払っている(Aが所有する他の農地も耕作しており、これらを合わせて一括で支払っている)。	

特 記 事 項	<p>○藤岡土地改良区事務所での聴取及び賦課金通知書によれば、本件土地に係る賦課金は以下のとおりである。なお、賦課金は本件所有者が負担しており、同事務所によれば調査日現在滞納はないとのこと。</p> <p> 運営事務費：10 a 当たり年2,000円 用 水 費：10 a 当たり年3,000円 維持管理費：10 a 当たり年2,000円 計：10 a 当たり年7,000円 (×5,325m²≒37,270円) </p>
---------	--

第5 評価額算出の過程

物件2（土地）

標準画地価格に個別格差を考慮し、競売市場修正を行って、物件2の評価額を求めた。

番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	占有 減価 修正 ウ	地積 (㎡) エ	市場性 修正 オ	競売市 場修正 カ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
2	350	1.00	—	5,325	0.80	0.70	1,044,000

ア 標準画地価格

栃木市藤岡地区の農地(田)の価格を分析し、標準価格を350円/㎡と決定した。

イ 個別格差：増減価要因なし。

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 地積：登記記載の地積。

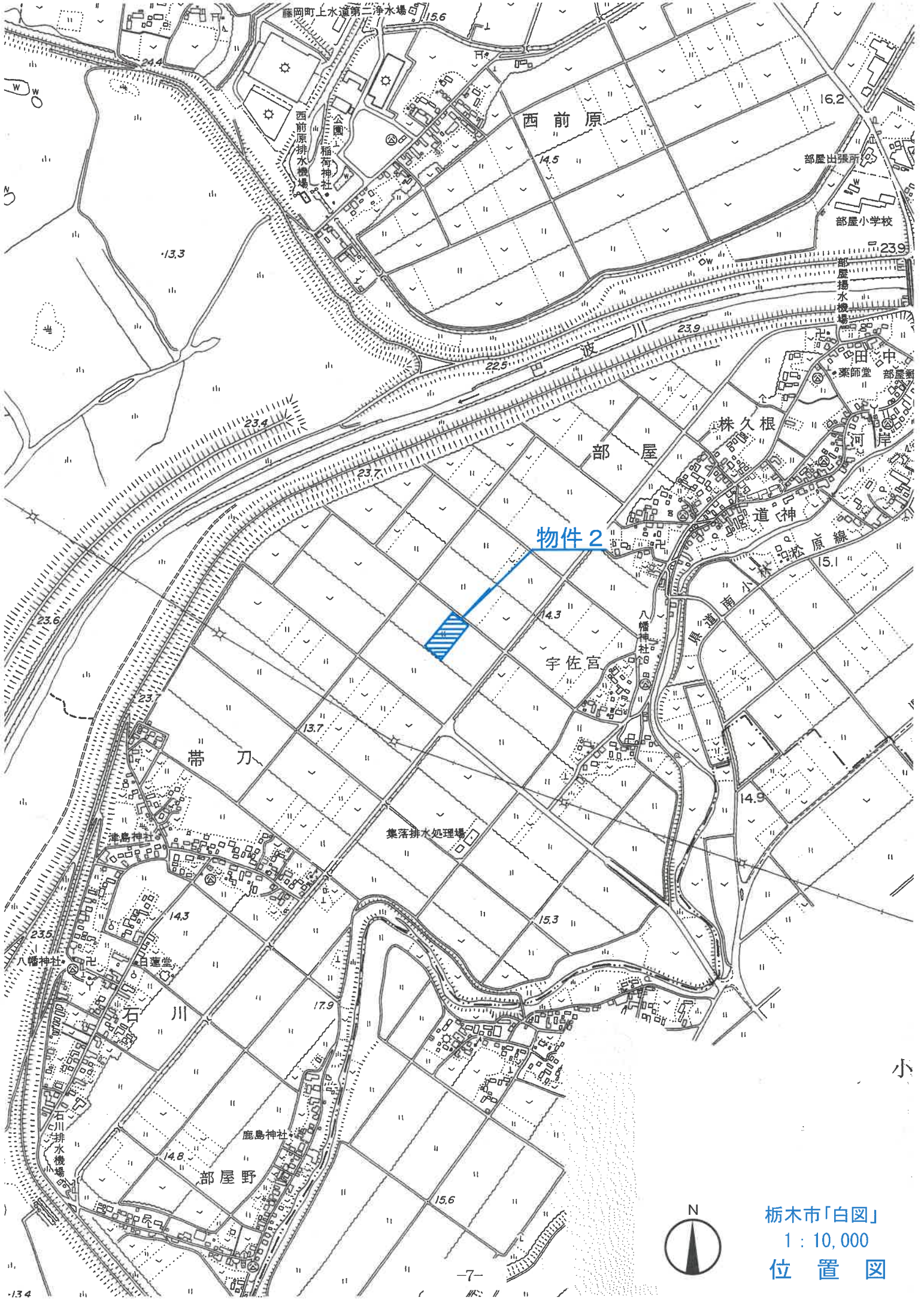
オ 市場性修正：0.80（農地の市場性▲20%）

カ 競売市場性修正：0.70

第6 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 配置図

以 上



藤岡町上水道第二浄水場 15.6

西前原

部屋出張所

部屋小学校

部屋揚水機場

中田薬師堂

河原

神道

原線

物件2

宇佐宮

八幡神社

南

原

帯刀

集落排水処理場

津島神社

八幡神社

石川

石川排水機場

鹿島神社

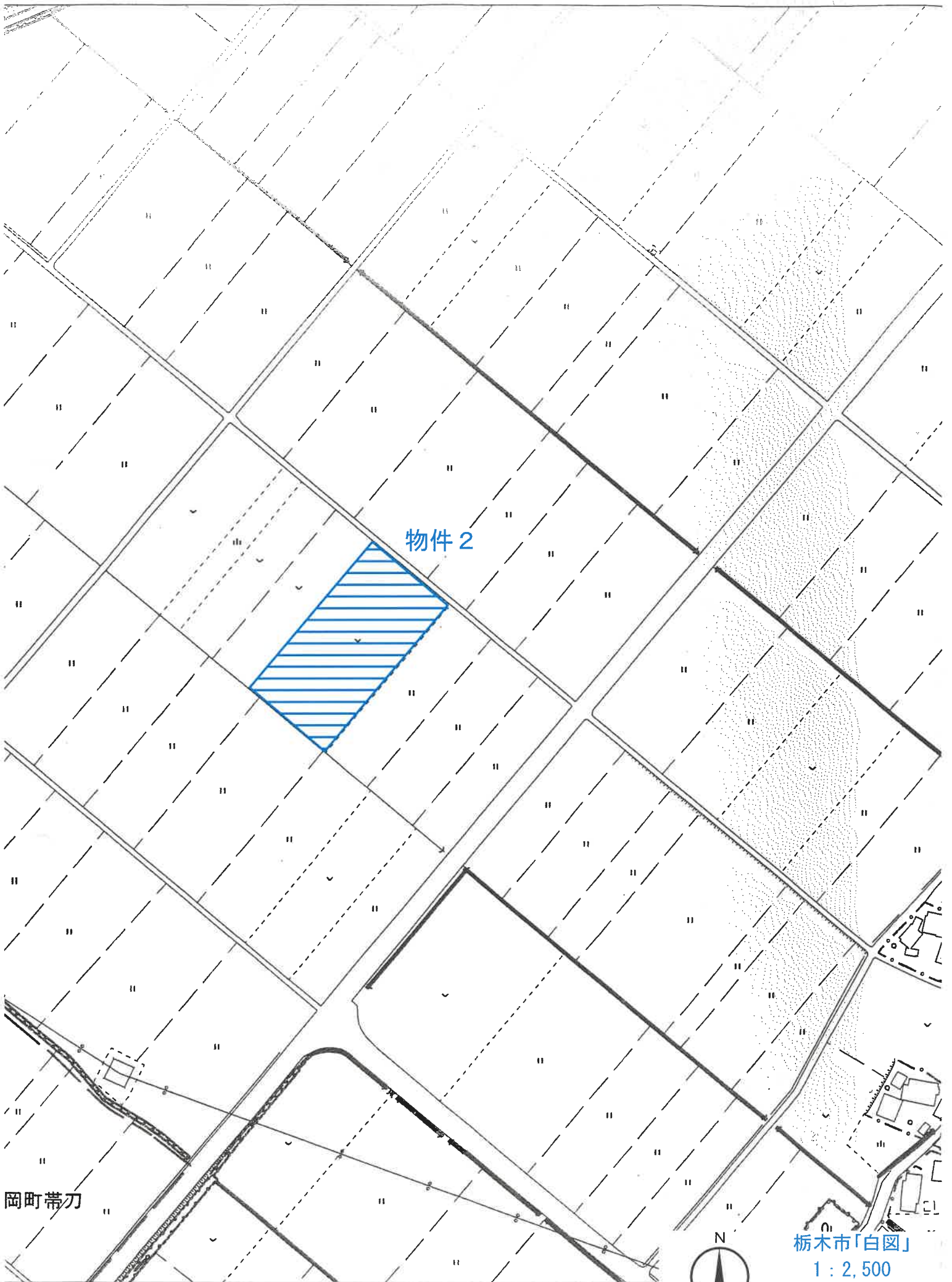
部屋野

栃木市「白図」

1 : 10,000

位置図



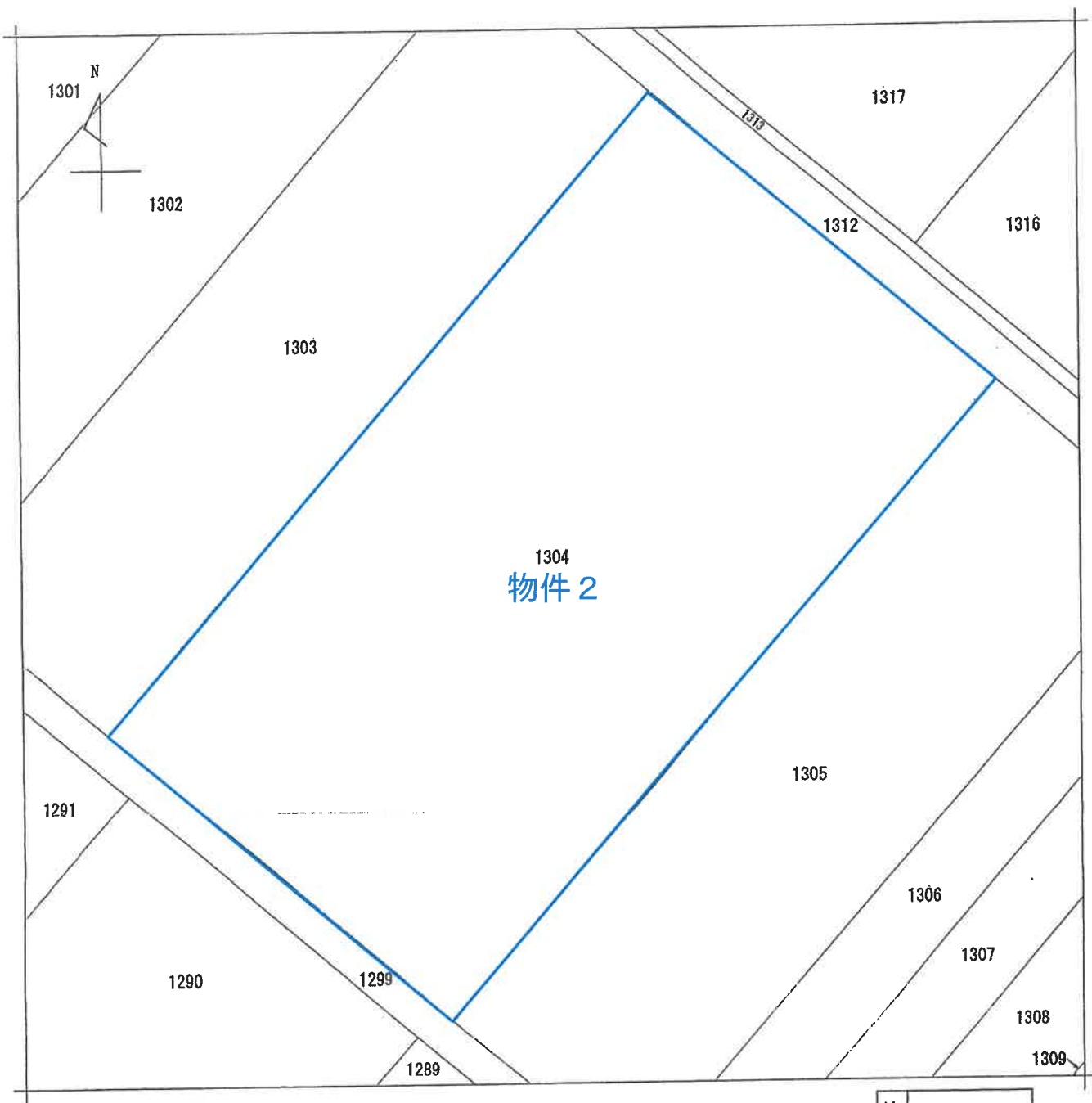


物件 2

岡町帯刀



栃木市「白図」
1 : 2,500
位置図



地番区域見出
藤岡町部屋

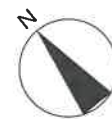
請求部	所在	栃木市藤岡町部屋字手代			地番	1304番		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和57年3月12日			備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

※A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

令和7年4月16日
宇都宮地方方法務局栃木支局
登記官

請求番号：20-2
(1/1)



市道34038号線

1303

物件2
1304番
田

1305

水路

※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。